

## 薩摩川内市区町村の給与・定員管理等について

## 1 総括

## (1) 人件費の状況（普通会計決算）

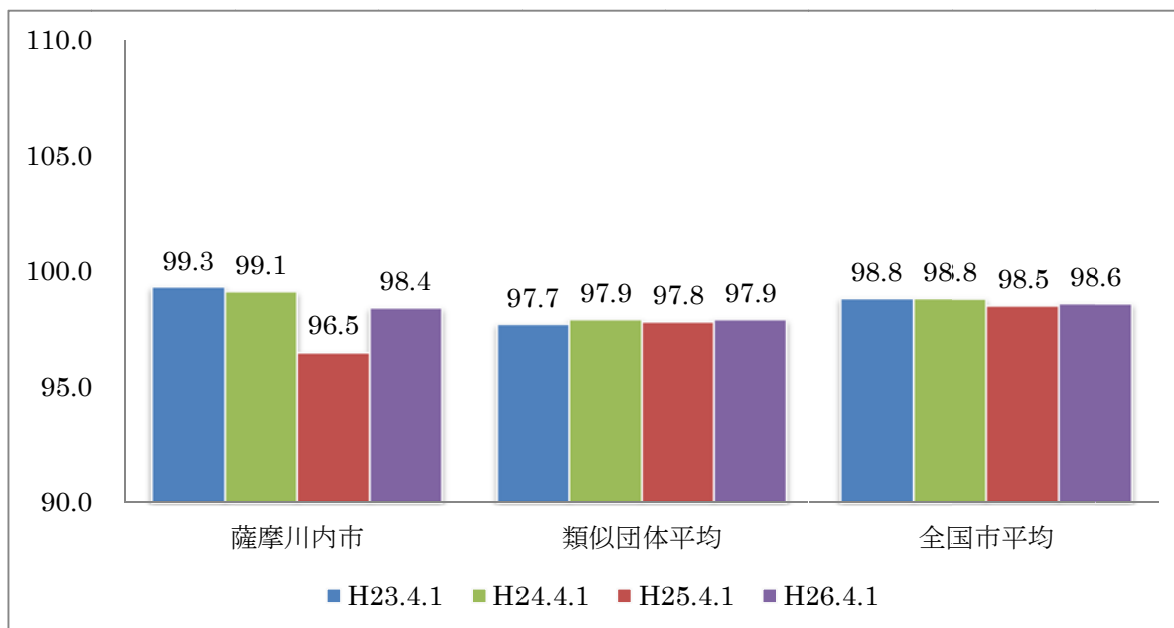
区分	住民基本台帳人口 (26年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 24年度の 人件費率
25年度	99,138人	524億 122万7千円	20億 6266万円	92億 4578万5千円	17.6%	18.9%

## (2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
25年度	983人	37億 8035万4千円	6億 5298万5千円	14億 7608万5千円	59億 942万4千円	6,011千円	5,815千円

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。  
 2 職員数は、25年4月1日現在の人数である。  
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

## (3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。  
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

3 平成24年及び平成25年は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値である。

※ 26年4月1日のラスパイレース指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

なし

#### (4) 給与改定の状況

##### ①月例給

区 分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A - B	勧告 (改定率)		
25年度	円 —	円 —	円 ( — %)	% —	% —	% —

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレース比較した平均給与月額である。

##### ②特別給（期末・勤勉手当）

区 分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A - B	勧告 (改定月数)		
25年度	月 —	月 —	月 —	月 —	月 —	月 —

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

#### (5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

##### ①給料表の見直し

[ 実施 未実施 ]

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由））

（給料表の改定実施時期）平成27年4月1日

（内容）一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。1級（全号給）及び2級の初任給に係る号給は引き下げず、3級以上の級の高位号給は50歳台後半層における官民の格差を考慮して最大4%程度引き下げる。

なお、激変緩和のため、3年間（平成30年3月31日まで）の経過措置（現給保障）を実施。また、他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

②地域手当の見直し

実施内容

平成27年度以降における地域手当の支給対象地域なし  
※派遣職員に係る地域手当については、国の基準と同様の見直しを実施

③その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。（平成27年4月1日実施）

(6)特記事項

なし

## 2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（26年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
薩摩川内市	45.3歳	348,100円	408,232円	378,331円
鹿児島県	44.8歳	335,300円	409,690円	369,689円
国	43.5歳	355,000円	—	408,472円
類似団体	42.6歳	322,632円	389,653円	357,265円

## ② 技能労務職

区 分	公 務 員					民 間			参 考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額(A)	平均給与月額(国ベース)	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額(B)	A/B
薩摩川内市	50.8歳	51人	302,000円	323,706円	316,016円	—	—	—	—
うち学校主事	49.6歳	34人	305,700円	328,553円	321,803円	用務員	54.3歳	199,300円	1.65
うちその他	52.7歳	17人	287,600円	303,840円	297,120円	—	—	—	—
鹿児島県	51.7歳	356人	343,100円	395,453円	372,711円	—	—	—	—
国	50.1歳	3,119	287,992円	—	326,611円	—	—	—	—
類似団体	49.7歳	34人	316,350円	352,255円	336,838円	—	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
薩摩川内市	—	—	—
うち学校主事	5,234,536円	2,747,000円	1.91
うちその他	4,842,680円	—	—

## ③ 教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
薩摩川内市	49.1歳	389,067円	432,791円
鹿児島県	43.8歳	381,200円	443,596円
類似団体	40.1歳	302,285円	332,987円

(注) 1 「平均給料月額」とは、26年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(＝時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

## (2) 職員の初任給の状況(26年4月1日現在)

区 分		薩摩川内市	鹿児島県	国
一般行政職	大学卒	172,200円	172,200円	172,200円
	高校卒	140,100円	140,100円	140,100円
技能労務職	高校卒	133,100円	146,700円	—
	中学卒	—円	129,200円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（26年4月1日現在）

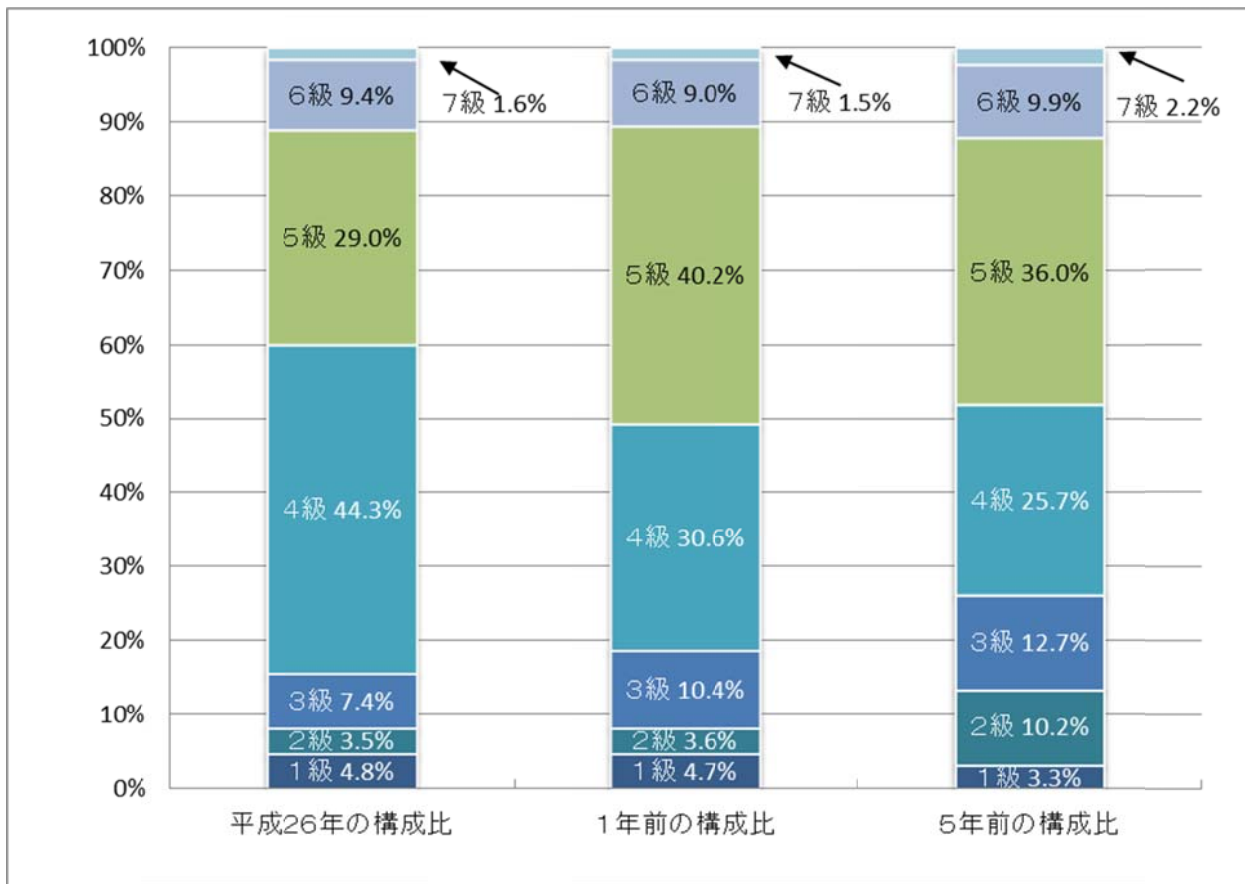
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	263,720円	372,527円	386,633円	405,875円
	高校卒	225,900円	321,211円	366,660円	388,754円
技能労務職	高校卒	円	288,175円	299,044円	346,740円
	中学卒	円	円	円	297,200円

**3 一般行政職の級別職員数等の状況**

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（26年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の 給料月額	最高号給の 給料月額
1 級	主事	33人	4.8%	135,600円	243,700円
2 級	主事	24人	3.5%	185,800円	307,800円
3 級	主任補	51人	7.4%	222,900円	354,700円
4 級	主任、総括主任	305人	44.3%	261,900円	388,300円
5 級	参事補	200人	29%	289,200円	400,600円
6 級	参事	65人	9.4%	320,600円	422,600円
7 級	参与	11人	1.6%	366,200円	456,200円

- (注) 1 薩摩川内市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。  
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成18年に8級制から6級制に変更している。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

## (2) 昇給への勤務成績の反映状況

--

## 4 職員の手当の状況

### (1) 期末手当・勤勉手当

薩摩川内市	鹿児島県	国
1人当たり平均支給額(平成25年度) 1,492 千円	1人当たり平均支給額(平成25年度) 1,536 千円	—
(平成25年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 ( 1.45 ) 月分 ( 0.65 ) 月分	(平成25年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 ( 1.45 ) 月分 ( 0.65 ) 月分	(平成25年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 ( 1.45 ) 月分 ( 0.65 ) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5~20% ・ 管理職加算 10%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5~20% ・ 管理職加算 10~25%

(注) ( ) 内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への勤務成績の反映状況（一般行政職）

現在、人事評価は実施しているが勤勉手当へ反映は実施していない。

(2) 退職手当（26年4月1日現在）

薩摩川内市			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	21.62月分	28.98月分	勤続20年	21.62月分	27.025月分
勤続25年	30.82月分	36.57月分	勤続25年	30.82月分	36.57月分
勤続35年	43.7月分	52.44月分	勤続35年	43.7月分	52.44月分
最高限度額	52.44月分	52.44月分	最高限度額	52.44月分	52.44月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
(退職時特別昇給 — )			定年前早期退職特例措置		
1人当たり平均支給額			(割増率2～45%)		
8,136千円 23,297千円					

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、25年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当（26年4月1日現在）

支給実績（25年度決算）			2,032 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（25年度決算）			508,000 円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
東京特別区	18%	3人	18%
大阪府大阪市	15%	0人	15%
福岡県福岡市	10%	0人	10%
	%	人	%
	%	人	%
地域手当補正後ラスパイレス指数 (ラスパイレス指数)			98.4 (98.4)

(注) 地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。

(補正前のラスパイレス指数 × (1 + 当該団体の地域手当支給率) / (1 + 国の指定基準に基づく地域手当支給率) により算出。)

(4) 特殊勤務手当 (26年4月1日現在)

支給実績 (25年度決算)		4,672 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (25年度決算)		27,321 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合 (25年度)		17.4 %	
手当の種類 (手当数)		14	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
税務徴収業務手当	税務課、収納課若しくは地域振興課に勤務する職員	市税等の徴収業務	日額200円
クリーンセンター業務手当	川内クリーンセンター、上甌島クリーンセンター、下甌島クリーンセンター、鹿島クリーンセンターに勤務する職員	一般廃棄物収集業務等	日額150円
社会福祉業務手当	保護課又は地域振興課に勤務する職員	生活保護法の規定に基づく保護の業務	日額250円
行旅病人等取扱業務手当	行旅病人又は行旅死亡人を取扱う業務に従事した職員	行旅病人の移送又は看護業務に従事した場合	日額1,000円
		行旅死亡人の収容業務に従事した場合	1体当たり5,000円
医師手当	医師又は歯科医師	医師又は歯科医師業務	1月1,700千円以内
看護師等業務手当	看護師又は准看護師	手術業務	1回2,000円
緊急業務手当	薩摩川内市簡易水道事業職員	正規の勤務時間以外の時間に、突発的事故により召集を受け、復旧工事等緊急工事に係る業務	1回1,000円
	薩摩川内市温泉給湯事業職員		
はしご業務手当	消防局職員のうち、はしご付消防自動車及び屈折はしご付消防自動車の業務に従事する職員	消防はしご車の業務	1勤務日200円



救急業務手当	消防局職員のうち、救急業務に従事する職員	救急業務	1回150円
出動手当	消防局職員	火災及びその他の災害出動業務	1回150円
潜水業務手当	消防局職員	潜水業務	1回300円
夜間特殊業務手当	消防局職員	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜（午後10時から翌日の午前5時まで間）において行われる消防通信の業務	深夜の勤務時間が2時間以上5時間未満の勤務 300円
			深夜の勤務時間が2時間未満の勤務 200円
緊急消防援助隊手当	消防局職員	災害発生市町村の消防の応援業務	1勤務日3,000円
夜間看護手当	看護師又は准看護師	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間）において行われる消防通信の業務	深夜の全部を含む勤務 6,800円 深夜の勤務時間が4時間以上7時間未満の勤務 3,300円 深夜の勤務時間が2時間以上4時間未満の勤務 2,900円 深夜の勤務時間が2時間未満の勤務 2,000円

### (5) 時間外勤務手当

支給実績（平成25年度決算）	197,211 千円
支給職員1人当たり平均支給年額 （平成25年度決算）	201 千円
支給実績（平成24年度決算）	219,491 千円
支給職員1人当たり平均支給年額 （平成24年度決算）	218 千円

（注） 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（〇年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

### (6) その他の手当（26年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成25年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成25年度決算)												
扶養手当	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>扶養親族である配偶者</td> <td>13,000円</td> </tr> <tr> <td>配偶者以外の扶養親族</td> <td>6,500円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※職員に配偶者がいない場合は、扶養親族のうち1人について11,000円とする。 ※扶養親族のうち、満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子については、1人につき5,000円を加算する。</p>	区 分	金 額	扶養親族である配偶者	13,000円	配偶者以外の扶養親族	6,500円	同じ	—	177,666千円	282,458円						
区 分	金 額																
扶養親族である配偶者	13,000円																
配偶者以外の扶養親族	6,500円																
住居手当	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>支給月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①借家 (家賃月額が12,000円を超える場合に限り)</td> <td>家賃の額に応じ 500円～27,000円</td> </tr> <tr> <td>②自宅(市内)</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td>③自宅(市外)</td> <td>1,500円</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	支給月額	①借家 (家賃月額が12,000円を超える場合に限り)	家賃の額に応じ 500円～27,000円	②自宅(市内)	3,000円	③自宅(市外)	1,500円	異なる	①については、同じ。 ②③について支給する。	91,805千円	124,061円				
区 分	支給月額																
①借家 (家賃月額が12,000円を超える場合に限り)	家賃の額に応じ 500円～27,000円																
②自宅(市内)	3,000円																
③自宅(市外)	1,500円																
通勤手当	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>支給月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①交通機関利用者</td> <td>運賃相当額を支給 (限度額55,000円)</td> </tr> <tr> <td>②交通用具使用者</td> <td>4,100円～24,500円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	支給月額	①交通機関利用者	運賃相当額を支給 (限度額55,000円)	②交通用具使用者	4,100円～24,500円	異なる	①については、同じ。 ②金額の上下限は同じ。本市は支給区分を細かく設定。	69,554千円	88,944円						
区分	支給月額																
①交通機関利用者	運賃相当額を支給 (限度額55,000円)																
②交通用具使用者	4,100円～24,500円																
特地勤務手当	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>支給対象者</td> <td>上甌島及び下甌島に所在する公署に勤務する職員</td> </tr> <tr> <td>支給額</td> <td>(給料+扶養手当)×10%</td> </tr> </tbody> </table>	支給対象者	上甌島及び下甌島に所在する公署に勤務する職員	支給額	(給料+扶養手当)×10%	異なる	支給割合を別に設定。	9,453千円	325,966円								
支給対象者	上甌島及び下甌島に所在する公署に勤務する職員																
支給額	(給料+扶養手当)×10%																
宿日直手当	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>宿直勤務</th> <th>日直勤務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本庁・支所</td> <td>4,200円</td> <td>4,200円</td> </tr> <tr> <td>上甌分駐署・下甌分駐署・診療所(医師、歯科医師等を除く)・少年自然の家</td> <td>5,900円</td> <td>5,900円</td> </tr> <tr> <td>診療所(医師、歯科医師等に限る)</td> <td>20,000円</td> <td>20,000円</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	宿直勤務	日直勤務	本庁・支所	4,200円	4,200円	上甌分駐署・下甌分駐署・診療所(医師、歯科医師等を除く)・少年自然の家	5,900円	5,900円	診療所(医師、歯科医師等に限る)	20,000円	20,000円	同じ	—	4,885千円	325,667円
区 分	宿直勤務	日直勤務															
本庁・支所	4,200円	4,200円															
上甌分駐署・下甌分駐署・診療所(医師、歯科医師等を除く)・少年自然の家	5,900円	5,900円															
診療所(医師、歯科医師等に限る)	20,000円	20,000円															

管理職手当	支給対象者	管理又は監督の地位にある職員のうち、規則で定める職にある職員	同じ	-	50,661千円	473,467円
	支給額	職に応じ24,000円～68,400円				
管理職員特別勤務手当	支給対象者	管理職手当を受給する職員	同じ	-	0千円	0円
	支給要件	臨時又は緊急の必要により休日・休日等に勤務した場合				
	支給額	勤務1回につき8,000円以内				
単身赴任手当	支給対象者	異動等に伴い、やむを得ない事情により同居していた配偶者と別居し単身で生活する職員	同じ	-	7,032千円	281,280円
	支給額	距離に応じ23,000円～68,000円				

## 5 特別職の報酬等の状況（26年4月1日現在）

区 分		給 料		月 額 等	
給 料	市 区 町 村 長	823,500 円	( 915,000 円)	(参考) 類似団体における最高/最低額	
	副 市 町 村 長	653,400 円		1,000,000円 / 440,000円	
報 酬	議 長	458,000 円	( - 円)	698,000円 / 310,000円	
	副 議 長	396,000 円	( - 円)	620,000円 / 245,000円	
	議 員	370,000 円	( - 円)	560,000円 / 222,000円	
期 末 手 当	市 区 町 村 長	(25年度支給割合)			
	副 市 町 村 長	2.95月分			
退 職 手 当	市 区 町 村 長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)	
	副 市 町 村 長	915千円×480/100	17,568千円	任期満了時(任期毎)	
		726千円×360/100	10,454千円	任期満了時(任期毎)	
	備 考				

- (注) 1 給料及び報酬の( )内は、減額措置を行う前の金額である。  
2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

## 6 職員数の状況

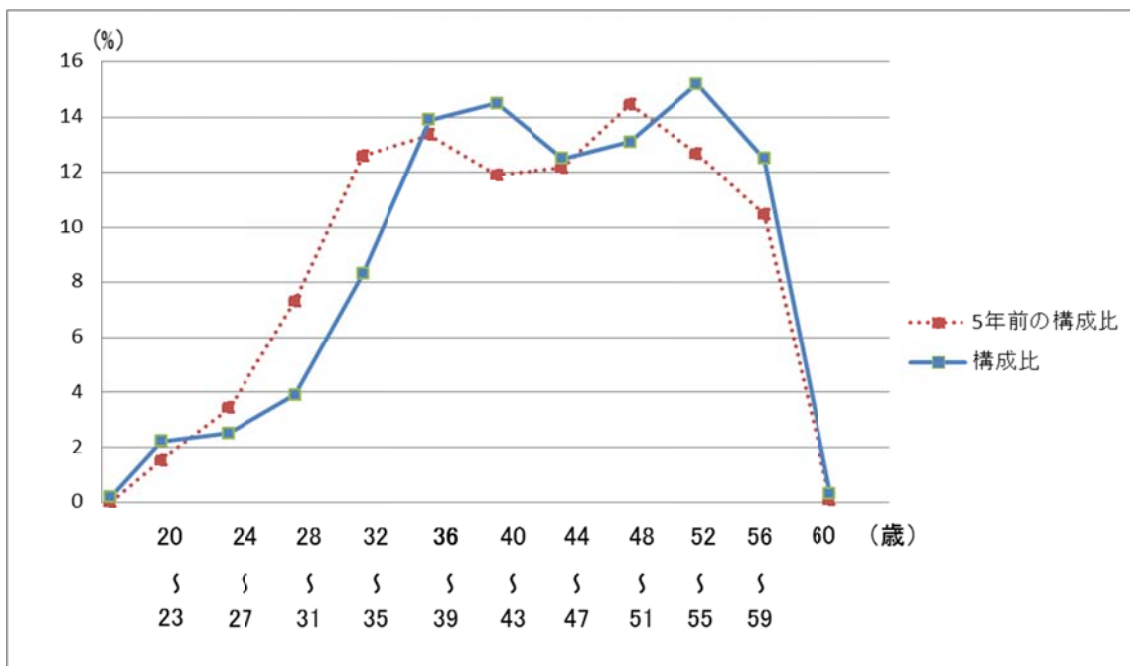
### (1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部 門		区 分	職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由
			平成26年	平成25年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	9	9	0	支 所 業 務 等 の 見 直 し  ク リ ー ン セ ン タ ー 業 務 の 民 間 委 託  支 所 業 務 の 見 直 し  業 務 の 統 廃 合
		総 務	220	224	△ 4	
		税 務	70	68	2	
		民 生	69	70	△ 1	
		衛 生	54	63	△ 9	
		農 林 水 産	1	1	0	
農 林 水 産	83	90	△ 7			
商 工	35	35	0			
土 木	104	109	△ 5			
	計	645	669	△ 24	< 参 考 > 人 口 1 万 人 当 た り 職 員 数 65.06 人 ( 類 似 団 体 の 人 口 1 万 人 当 た り の 職 員 数 53.52 人 )	
	教 育 部 門	163	167	△ 4	支 所 教 育 課 の 業 務 の 見 直 し	
	消 防 部 門	148	148	0		
	小 計	956	984	△ 28	< 参 考 > 人 口 1 万 人 当 た り 職 員 数 96.43 人 ( 類 似 団 体 の 人 口 1 万 人 当 た り の 職 員 数 71.79 人 )	
公 営 会 社 業 計 等 部 門	病 院 水 道 交 通 下 水 道 そ の 他	病 院	39	39	0	社 会 福 祉 協 議 会 へ の 派 遣 終 了
		水 道	33	33	0	
		交 通	0	0	0	
		下 水 道	12	13	△ 1	
		そ の 他	39	40	△ 1	
小 計	123	125	△ 2			
合 計		1079	1109	△ 30	< 参 考 > 人 口 1 万 人 当 た り 職 員 数 108.84 人	
		[ 1370 ]	[ 1370 ]	[ 0 ]		

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。  
2 [ ]内は、条例定数の合計である。

### (2) 年齢別職員構成の状況 (26年4月1日現在)



区 分	20歳 未 満	20歳 } 23歳	24歳 } 27歳	28歳 } 31歳	32歳 } 35歳	36歳 } 39歳	40歳 } 43歳	44歳 } 47歳	48歳 } 51歳	52歳 } 55歳	56歳 } 59歳	60歳 以 上	計
職員数	6 人	24 人	28 人	43 人	90 人	150 人	157 人	135 人	142 人	164 人	135 人	4 人	1,078 人

### (3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部 門 \ 区 分	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	過去5年間の 増減数(率)
一般行政	739	717	691	681	669	645	△ 94 ( △ 12.7 %)
教 育	187	181	177	176	166	162	△ 25 ( △ 13.4 %)
消 防	147	148	149	148	148	148	1 ( 0.7 %)
普通会計計	1,073	1,046	1,017	1,005	983	955	△ 118 ( △ 11.0 %)
公営企業等会計計	137	130	132	127	125	123	△ 14 ( △ 10.2 %)
総合計	1,210	1,176	1,149	1,132	1,108	1,078	△ 132 ( △ 10.9 %)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

## 7 公営企業職員の状況

### (1) 水道事業

#### ① 職員給与費の状況

##### ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 24年度の総費用に占 める職員給与費比率
25年度	千円 1,124,346	千円 100,844	千円 156,635	% 13.9	% 14.2

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費〇千円を含まない。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)市町村平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
25年度	人 22	千円 93,307	千円 11,416	千円 35,168	千円 139,891	千円 6,359	千円 6,123

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数は、26年3月31日現在の人数である。

##### イ 特記事項

特記事項なし

#### ② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（26年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
薩摩川内市	44.8歳	343,000円	532,440円
団体平均	45.0歳	342,822円	509,358円
事業者	46.0歳		529,890円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

#### ③ 職員の手当の状況

##### ア 期末手当・勤勉手当

薩摩川内市（水道事業）		薩摩川内市（一般行政職・団体平均等）	
1人当たり平均支給額（25年度） 1,598千円		1人当たり平均支給額（25年度） 1,492千円	
(25年度支給割合) 期末手当 2.60月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.35月分 (0.65)月分		(25年度支給割合) 期末手当 2.60月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.35月分 (0.65)月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（26年4月1日現在）

薩摩川内市（水道事業）			薩摩川内市（一般行政職・団体平均等）		
（支給率）	自己都合	応募認定・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	21.62月分	28.98月分	勤続20年	21.62月分	27.025月分
勤続25年	30.82月分	36.57月分	勤続25年	30.82月分	36.57月分
勤続35年	43.7月分	52.44月分	勤続35年	43.7月分	52.44月分
最高限度額	52.44月分	52.44月分	最高限度額	52.44月分	52.44月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置		
・役職加算 2～20%			・役職加算 2～20%		
（退職時特別昇給 — ）			（退職時特別昇給 — ）		
1人当たり平均支給額 — 千円 — 千円			1人当たり平均支給額 8,136千円 23,297千円		

（注）退職手当の1人当たり平均支給額は、25年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当（26年4月1日現在）

支給実績（25年度決算）	— 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（25年度決算）	— 円

エ 特殊勤務手当（26年4月1日現在）

支給実績（25年度決算）		115千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（25年度決算）		19,167円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（25年度）		27.3%		
手当の種類（手当数）		1		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (25年度決算)	左記職員に対する支給 単価
緊急業務手当	薩摩川内市水道局 就業規程第8条の 規定による勤務時 間以外の時間に、 突発的・事故により 召集を受け復旧等 緊急工事に係る業 務に従事した職員	勤務時間以外の 時間に、突発的・事 故により召集を 受け従事した、復 旧等緊急工事に かかる業務	115千円	1件当たり 1,000円

オ 時間外勤務手当

支給実績（25年度決算）	5,435千円
職員1人当たり平均支給年額（25年度決算）	247千円
支給実績（24年度決算）	7,083千円
職員1人当たり平均支給年額（24年度決算）	394千円

（注）時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ その他の手当（26年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異動	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (平成25年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成25年度決算)								
扶養手当	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>扶養親族である配偶者</td> <td>13,000円</td> </tr> <tr> <td>配偶者以外の扶養親族</td> <td>6,500円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※職員に配偶者がいない場合は、扶養親族のうち1人について11,000円とする。 ※扶養親族のうち、満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子については、1人につき5,000円を加算する。</p>	区 分	金 額	扶養親族である配偶者	13,000円	配偶者以外の扶養親族	6,500円	同じ	—	4,314千円	253,735円		
区 分	金 額												
扶養親族である配偶者	13,000円												
配偶者以外の扶養親族	6,500円												
住居手当	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>支給月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①借家 (家賃月額が12,000円を超える場合に限り)</td> <td>家賃の額に応じ 500円～27,000円</td> </tr> <tr> <td>②自宅(市内)</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td>③自宅(市外)</td> <td>1,500円</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	支給月額	①借家 (家賃月額が12,000円を超える場合に限り)	家賃の額に応じ 500円～27,000円	②自宅(市内)	3,000円	③自宅(市外)	1,500円	異なる	—	2,204千円	122,472円
区 分	支給月額												
①借家 (家賃月額が12,000円を超える場合に限り)	家賃の額に応じ 500円～27,000円												
②自宅(市内)	3,000円												
③自宅(市外)	1,500円												
通勤手当	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>支給月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①交通機関利用者</td> <td>運賃相当額を支給 (限度額55,000円)</td> </tr> <tr> <td>②交通用具使用者</td> <td>4,100円～24,500円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	支給月額	①交通機関利用者	運賃相当額を支給 (限度額55,000円)	②交通用具使用者	4,100円～24,500円	異なる	—	1,983千円	90,155円		
区分	支給月額												
①交通機関利用者	運賃相当額を支給 (限度額55,000円)												
②交通用具使用者	4,100円～24,500円												
管理職手当	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>支給対象者</td> <td>管理又は監督の地位にある職員のうち、規則で定める職にある職員</td> </tr> <tr> <td>支給額</td> <td>職に応じ24,000円～68,400円</td> </tr> </tbody> </table>	支給対象者	管理又は監督の地位にある職員のうち、規則で定める職にある職員	支給額	職に応じ24,000円～68,400円	同じ	—	1,678千円	559,225円				
支給対象者	管理又は監督の地位にある職員のうち、規則で定める職にある職員												
支給額	職に応じ24,000円～68,400円												
休日勤務手当	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>支給対象者</td> <td>休日等に勤務を命じられた職員</td> </tr> <tr> <td>支給額</td> <td>1時間当たり給料の135%</td> </tr> </tbody> </table>	支給対象者	休日等に勤務を命じられた職員	支給額	1時間当たり給料の135%	同じ	—	56千円	6,944円				
支給対象者	休日等に勤務を命じられた職員												
支給額	1時間当たり給料の135%												